

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市みどりの基本計画中間見直しについて

意見募集期間

令和3年（2021年）

11月10日（水）～12月1日（水）

お問い合わせ先：環境政策部自然環境共生課

電話 046-822-8559（直通）

横 須 賀 市

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

平成 28 年 3 月に策定した「横須賀市みどりの基本計画」が、令和 3 年に中間年（10 年間計画の 5 年目）を迎えたため、計画前半の振り返りと、計画後半に向けた見直しをしています。

この見直しは、課題や社会情勢の変化への対応、推進施策の実効性の向上等を目的に行いました。

この度、「横須賀市みどりの基本計画中間見直し（案）」（以下、中間見直し(案)）を策定しましたので、パブリック・コメント手続により、皆様のご意見を伺います。

1 計画の概要

（1）みどりの基本計画とは

「横須賀市みどりの基本計画」（以下、現行計画）は、みどりの基本条例（平成 23 年 4 月施行）第 9 条及び都市緑地法第 4 条に基づき、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する計画」のことです。

（2）中間見直し後の目標年度

令和 7 年度

※現行計画から変更していません。ただし、みどりの基本計画は、総合計画等に則した分野別計画であるため、改定時期については、必要に応じて、総合計画等の関連計画改定スケジュールと調整を図りながら、検討します。

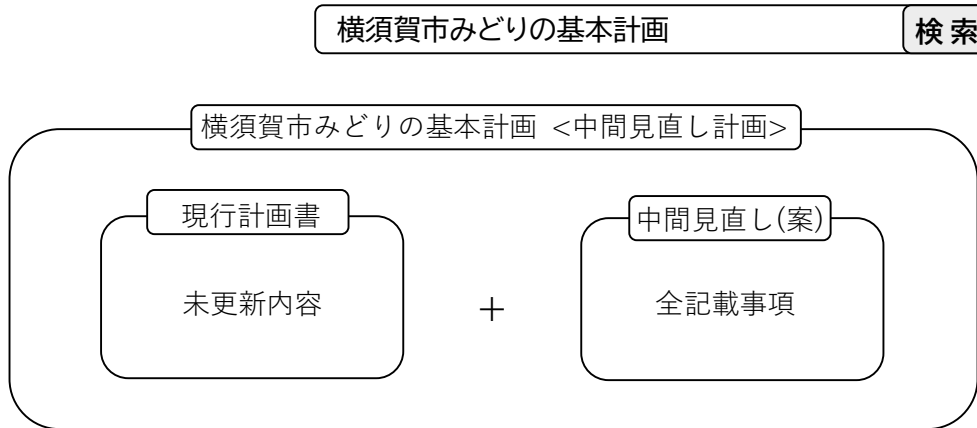
2 中間見直し(案)の概要

(1) 中間見直し(案)とは

中間見直し(案)は、現行計画の更新及び追加事項等を取りまとめたものです。そのため、中間見直し計画は、現行計画書(中間見直しにより未更新等の内容のみ)と中間見直し(案)を合わせたものとなります。

※現行計画書については、市ホームページでご確認ください。

市ホームページ <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4115/kaitei/kaitei.html>



(2) 構成

横須賀市みどりの基本計画中間見直しについて

第Ⅰ章 現状と課題、新たな視点

第Ⅱ章 計画の目標と方針

第Ⅲ章 推進施策(中間見直し後)

第Ⅳ章 ゾーン別計画

資料編

なお、詳細については、別添「横須賀市みどりの基本計画中間見直し(案)」にて、
ご確認ください。

意見の提出方法

1 提出期間

令和3年（2021年）11月10日（水）から12月1日（水）まで

2 あて先

環境政策部自然環境共生課みどり政策班

3 提出方法等

書 式	特に定めはありません。
要記載事項	<ul style="list-style-type: none">・<u>住所及び氏名</u>を明記してください。・市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。<ul style="list-style-type: none">①市内在勤の場合 : 勤務先名・所在地②市内在学の場合 : 学校名・所在地③本市に納税義務のある場合 : 納税義務があることを証する事項④当該案件に利害関係を有する場合 : 利害関係があることを証する事項
提出方法	次のいずれかの方法により提出してください。 <ul style="list-style-type: none">①直接持ち込み : 環境政策部自然環境共生課（横須賀市役所2号館6階） 市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口） 各行政センター②郵送 : 〒238-8550 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 環境政策部自然環境共生課③ファクシミリ : 046-821-1523④電子メール : ne-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。